

昭和二十三年法律第百九十三号

損害保険料率算出団体に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 設立等（第三条・第七条）
第三章 業務（第七条の二・第七条の三）	第四章 参考純率及び基準料率
第五章 特定法人に対する特則（第十二条）	第六章 監督（第十三条・第十四条）
第七章 解散（第十四条の二・第十四条の十 八）	第八章 登記（第十五条・第二十五条）
第九章 雜則（第二十五条の二・第二十五条の四）	第十章 罰則（第二十六条・第二十八条）
附則 第一章 総則（目的）	附則 第二章 罰則（第二十六条第一項から第二十八条まで）

第一条 この法律は、損害保険における公正な保険料率の算出の基礎とし得る参考純率等を算出するため設立される損害保険料率算出団体について、その業務の適切な運営を確保することにより、損害保険業の健全な発達を図ることとともに、保険契約者等の利益を保護することを目的とする。（定義等）	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 保険料率 損害保険における保険料の保険金額に対する割合をいう。	二 純保険料率 保険料率のうち、将来の保険金の支払に充てられる見込まれる部分の保険料の保険金額に対する割合をいう。
三 損害保険料率算出団体 第七条の二に規定する業務を行うことを目的として次条第一項の認可を受けて設立された団体をいう。	四 会員 損害保険料率算出団体を構成する損害保険会社等をいう。以下同じ。）をいう。
五 参考純率 損害保険料率算出団体が算出する純保険料率（次号に掲げる基準料率に係るもの）を除く。）であつて、この法律に基づく	六 会員の加入及び脱退に関する規定

七 参考純率又は基準料率の算出を行う保険の種類	八 保険の種類は、内閣府令で定める。
九 料率団体は、前項各号に掲げる業務のほか、毎年一回、会員の通常総会を開かなければならぬ。	一 保険料率の算出に関する法律
十 料率団体が参考純率の算出を行うことができない。	二 及び研究を行い、その成果を会員に提供すること。
十一 料率団体は、前項各号に掲げる業務のほか、毎年一回、会員の通常総会を開かなければならぬ。	三 前項各号及び前二号に掲げる業務に付随する業務
十二 料率団体は、前項各号に掲げる業務のほか、毎年一回、会員の通常総会を開かなければならぬ。	四 前三号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

一 料率団体が基準料率の算出を行うことができる保険料率の算出の基礎とし得るものとして算出するものをいう。	二 他の手続きを経たときはその会員によるその使用につき保険業法の規定による認可又は届出があつたものとみなされるものとして算出するものをいう。
三 其他の手続きを経たときはその会員によるその使用につき保険業法の規定による認可又は届出があつたものとみなされるものとして算出するものをいう。	四 基準料率 損害保険料率算出団体が算出する保険料率であつて、この法律に基づく届出
五 其他の手続きを経たときはその会員によるその使用につき保険業法の規定による認可又は届出があつたものとみなされるものとして算出するものをいう。	六 基準料率 損害保険料率算出団体が算出する保険料率であつて、この法律に基づく届出
七 其他の手続きを経たときはその会員によるその使用につき保険業法の規定による認可又は届出があつたものとみなされるものとして算出するものをいう。	七 基準料率 損害保険料率算出団体が算出する保険料率であつて、この法律に基づく届出
八 其他の手続きを経たときはその会員によるその使用につき保険業法の規定による認可又は届出があつたものとみなされるものとして算出するものをいう。	八 基準料率 損害保険料率算出団体が算出する保険料率であつて、この法律に基づく届出





「(同法第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。)」と、「届出等」(同法第二百七条において準用する場合を含む。第十条の四第三項において同じ。)とあるのは、「届出等」(同法第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。)と、「第十条の四第一項」(会員は、特定法人は、その引受社員が、同条第三項中「保険業法第二百二十三条第一項」とあるのは、「保険業法第二百二十五条第一項」と、「同法第二百二十五条」とあるのは、「同条第三項において準用する同法第二百二十五条」と、「第十条の五第七項」(その本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所(保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等の場合にあっては、同法第二百八十五条第一項(免許)に規定する支店等)とあるのは、「保険業法第二百十九条第六項に規定する総代理店の事務所」とす)である。

二 第七条の二第一項第一号及び第二号並びに社員(保険業法第二百十九条第一項に規定する引受社員をいう。以下同じ。)を会員とみなす。

三 第十条の二第一項及び第二項の規定の適用については、特定法人及び引受社員を会員とみなす。

### (報告及び検査) 監督

第十三条 内閣総理大臣は、料率団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、料率団体に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に料率団体の事務所に立ち入りらせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、若しくは参考純率若しくは基準料率に関する資料その他の物件を検査させることができるものとする。

2 前項の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十四条 内閣総理大臣は、料率団体が法令若しくはこの法律に基づく内閣総理大臣の命令に違反する行為に対する命令

（料率団体の解散事由）

第十四条の二 料率団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 定款で定めた解散事由の発生

二 料率団体の目的である事業の成功又はその成功の不能

三 破産手続開始の決定

四 設立の認可の取消し

五 総会の決議

六 会員が欠けたこと。

（料率団体の解散の決議）

第十四条の三 料率団体は、総会員の四分の三以上上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（料率団体についての破産手続の開始）

第十四条の四 料率団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしてしなければならない。

（清算中の料率団体の能力）

第十四条の五 解散した料率団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第十四条の六 料率団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

（裁判所による清算人の選任）

第十四条の七 前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の責任）

第十四条の八 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算中の料率団体の能力）

第十四条の九 清算人は、破産手続開始の決定で指定した者に帰属する。

2 定款で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、理事は、総会の決議を経、かつ、内閣総理大臣の認可を得て、その料率団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。

（清算人及び解散の届出）

第十四条の十 清算人の職務は、次のとおりとする。

2 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（清算人の職務及び権限）

第十四条の十一 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に對し、一定の期間内にその債権の申出をするべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができる。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

（清算結果の届出）

第十四条の十二 前条第一項の期間の経過後に申し出をした債権者は、料率団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に對してのみ、請求をすることができる。

（清算中の料率団体についての破産手続の開始）

第十四条の十三 清算中に料率団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

（不服申立ての制限）

第十四条の十四 清算人の選任の裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

（料率団体の成立の時期及び登記の効力）

第十五条 料率団体は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることに因つて成立する。

2 前項に規定する場合を除く外、この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

（設立の登記）

第十六条 料率団体の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、第三条第一項の規定による内閣総理大臣の認可のあつた日から二週間以内にしなければならない。

反し、又は公益を害する行為をしたときは、当該料率団体の理事若しくは監事の解任若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第四条第一項の規定による認可を取り消すことができる。

（清算人及び解散の届出）

第十四条の九 清算人は、破産手続開始の決定の所を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（清算人の職務及び権限）

第十四条の十 清算人の職務は、次のとおりとする。

2 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（清算人の職務及び権限）

第十四条の十一 清算人は、その氏名及び住所を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（清算人の職務及び権限）

第十四条の十二 清算人の職務は、次のとおりとする。

2 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（清算人の職務及び権限）

第十四条の十三 清算中に料率団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

（清算結果の届出）

第十四条の十四 清算人の選任の裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

（料率団体の成立の時期及び登記の効力）

第十五条 料率団体は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることに因つて成立する。

2 前項に規定する場合を除く外、この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

（設立の登記）

第十六条 料率団体の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、第三条第一項の規定による内閣総理大臣の認可のあつた日から二週間以内にしなければならない。

べき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載して定款で指定期間内に、内閣総理大臣に届け出なければならない。

（残余財産の帰属）

第十四条の十四 解散した料率団体の財産は、定款で指定した者に帰属する。

2 定款で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、理事は、総会の決議を経、かつ、内閣総理大臣の認可を得て、その料率団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。

（清算結果の届出）

第十四条の九 清算人は、破産手続開始の決定で指定した者に帰属する。

2 清算人には、前項各号に掲げる職務を行つた場合を除き、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。	一 目的
三 事務所の所在場所	二 名称
四 資産の総額	三 事務所の所在場所
五 出資の方法を定めたときは、その方法	四 資産の総額
六 代表権を有する者の氏名、住所及び資格	五 出資の方法を定めたときは、その方法
七 存続期間又は解散の事由を定めたときは、	六 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
その期間又は事由	七 存続期間又は解散の事由を定めたときは、
(変更の登記)	その期間又は事由
第十七条 料率団体において前条第一項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。	(変更の登記)
第十八条 料率団体がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第十六条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。	(移転の登記)
第十九条 料率団体がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第十六条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。	(職務執行停止の仮処分等の登記)
第二十条 第十四条の二（第三号を除く。）の規定により料率団体が解散したときは、解散の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。	(解散の登記)
第二十一条 理事が清算人となつたときは、解散の登記においては、解散の旨並びにその事由及び年月日を登記しなければならない。	(清算人の登記)
第二十二条 清算人が選任されたときは、一週間以内に、主たる事務所の所在地において、前項に規定する事項を登記しなければならない。	(清算結了の登記)

第二十三条から二十四条の二まで 削除 (登記簿)	第二十四条の三 各登記所に、損害保険料率算出団体登記簿を備える。
第二十四条の四 設立の登記は、料率団体を代表すべき者の申請によつてする。	二 料率団体の設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、定款、資産の総額を証する書面及び料率団体を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。
第二十四条の五 第十六条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。	三 (変更の登記の申請)
第二十四条の六 料率団体の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面及び理事資格を証する書面を添付しなければならない。	四 (解散の登記の申請)
第二十四条の七 登記すべき事項で内閣総理大臣の認可を要するものは、その認可書の到達した日から登記の期間を起算する。	五 (登記の期間)
第二十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者の申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第十九条の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十一一条から第二十四条（第十四号を除く。）まで（受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下）、第二十六条（行政区画等の変更）、第二十七条（同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第五十一条から第五十三条まで（本店移転の登記）、第二百三十二条から第二百三十七条まで（更正、抹消の申請、職權抹消）及び第二百三十九条から第二百四十一条まで（行政手続法の適用除外、行政機関の八条まで）	六 (商業登記法第二百四十五条) 第二十四条の六 料率団体の解散の登記の申請書には、「この法律に」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律に」と、「この法律の施行」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律第二百四十五条」と、同法第二百四十八条中「この法律に」とあるのは「損害保険料率算出団体をいう。」に関する登記と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十五条の二 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、料率団体に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めたときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。	一 第二十五条の二 財務大臣は、その所掌に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるとときは、その必要の限度において、料率団体又は会員に対し、資料の提出、説明その他協力を求めることができる。
第二十五条の三 この法律に定めるもののはか、この法律の規定による認可に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。	二 第二十五条の三 この法律に定めるもののはか、この法律の規定による認可に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。
第二十五条の四 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。	三 第二十五条の四 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。	四 第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
第二十九条 この法律は、公布の日から、これを施行する。	五 第二十九条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

三十七号）抄	一 第二十九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
附 則	二 第二十九条 この法律は、公布の日から、これを施行する。
第二十九条	三 第二十九条 この法律は、公布の日から、これを施行する。
附 則	四 第二十九条 この法律は、公布の日から、これを施行する。
第二十九条	五 第二十九条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

1	この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
附 則	(昭和二十五年四月一九日法律第一〇四号)
	この法律は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和二六年一一月一〇日法律第三〇五号)
	この法律は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和三七年九月一五日法律第一六一号)抄
	この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
1	この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
2	この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。
3	この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という)又はこの法律の施行後に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても同様とする。
4	前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることが可能となることによる処分に係るものは、同法以外の法律の適用によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立てについては、行政不服審査法による不服申立てをとみなす。
5	第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立てについては、行政不服審査法による不服申立てをとみなす。
6	この法律による改正前の規定により訴願等をすることが可能とのとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。この法律による改正前の規定により訴願等をする期間は、この法律の施行の日から起算する。
8	この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
9	前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則	(昭和三八年七月九日法律第一二六号)抄
	この法律は、商業登記法の施行の日(昭和三十九年四月一日)から施行する。
附 則	(昭和五四年一二月二〇日法律第六八号)抄
	この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
附 則	(平成元年一二月二二日法律第九一条)抄
	(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	(平成五年一一月一二日法律第八九号)抄
	(施行期日) 第一条 この法律は、(施行期日) 第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置) 第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

第十二条	この法律の施行前に法令に基づき審議会(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置) 第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置) 第二条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。
第一条	この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。
第三条	その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執るべきとの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
四	前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることが可能となることによる処分に係るものは、同法以外の法律の適用によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立てについては、行政不服審査法による不服申立てをとみなす。
五	第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立てについては、行政不服審査法による不服申立てをとみなす。
六	この法律による改正前の規定により訴願等をすることが可能とのとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。この法律による改正前の規定により訴願等をする期間は、この法律の施行の日から起算する。
八	この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
九	前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則	(平成七年六月七日法律第一〇六号)抄
	(施行期日) 第一条 この法律は、保険業法(平成七年法律第一百五号)の施行の日から施行する。
第一条	この法律は、保険業法(平成七年法律第一百五号)の施行の日から施行する。
第二条	この法律は、商事登記法の施行の日(昭和三十九年四月一日)から施行する。
第三条	この法律は、(施行期日) 第一条 この法律は、金融監督庁設置法(平成九年法律第一百一号)の施行の日から施行する。
第四条	この法律は、金融監督庁設置法(平成九年法律第一百一号)の施行の日から施行する。
第五条	この法律は、金融監督庁設置法(平成九年法律第一百一号)の施行の日から施行する。
第六条	この法律は、(施行期日) 第二条 この法律は、金融監督庁設置法(平成九年法律第一百一号)の施行の日から施行する。
第七条	この法律は、(施行期日) 第二条 この法律は、金融監督庁設置法(平成九年法律第一百一号)の施行の日から施行する。
第八条	この法律は、(施行期日) 第二条 この法律は、金融監督庁設置法(平成九年法律第一百一号)の施行の日から施行する。
第九条	この法律は、(施行期日) 第二条 この法律は、金融監督庁設置法(平成九年法律第一百一号)の施行の日から施行する。
第十条	この法律は、(施行期日) 第二条 この法律は、金融監督庁設置法(平成九年法律第一百一号)の施行の日から施行する。
第十一条	この法律は、(施行期日) 第二条 この法律は、金融監督庁設置法(平成九年法律第一百一号)の施行の日から施行する。
第十二条	この法律は、(施行期日) 第二条 この法律は、金融監督庁設置法(平成九年法律第一百一号)の施行の日から施行する。
第十三条	この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について、なお従前の例による。
第十四条	(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置) 第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞(聴聞若しくは聴聞会)(不利益処分に係るもの)を除く)又はこれらのために手続により行なわれたものとみなし。
第十五条	附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行なわれたものとみなし。
附 則	(平成七年六月七日法律第一〇六号)抄



旧料率団体法第十条の五第一項に規定する範囲  
料率（自賠責保険等に係るものに限る。）を使用  
する料率団体の会員は、一部施行日前に、自  
賠責保険等に係る当該範囲料率と異なる保険料  
率であつて、当該保険料率につき保険業法第百  
二十三条第一項（同法第二百七条において準用  
する場合を含む。）若しくは同法第二百二十五  
条第一項の規定による認可を受け、又は同法第  
百二十三条第二項（同法第二百七条において準  
用する場合を含む。）若しくは同法第二百二十  
五条第二項の規定による届出をして同法第二百二  
十五条第一項から第三項まで（同法第二百二十  
五条第三項において準用する場合を含む。）に  
規定する期間を経過しているものを除き、新料  
率団体法第十条の四第一項の規定により、同項  
に規定する範囲料率を使用しようとする旨を一  
部施行日において内閣総理大臣に届け出たもの  
とみなす。

5

一部施行日前にされた旧料率団体法第十条第  
一項の規定による届出（自賠責保険等に係るも  
のに限る。以下この項において同じ。）であつ  
て、一部施行日前に当該届出に係る旧料率団体  
法第十条の四第一項に規定する期間（一部施行  
日前に同条第二項又は第三項の規定により当該  
期間が短縮され、又は延長された場合にあつて  
は、当該短縮又は延長後の期間）が経過してい  
ないものについては、これを新料率団体法第九  
条の三第一項の規定による届出とみなし、新  
料率団体法の規定を適用する。この場合におい  
て、旧料率団体法第十条第一項の規定によりさ  
れた届出に関して一部施行日前に同条第二項又  
は旧料率団体法第十条の二から第十条の四まで  
の規定に基づき行われた処分又は行為は、新料  
率団体法の相当規定に基づき行われた処分又は  
行為とみなす。

6

一部施行日前にされた旧料率団体法第十条の  
七第一項の規定による異議の申出（自賠責保  
険等に係るものに限る。以下この項において同  
じ。）であつて、一部施行日前にその手続が完  
了していないものについては、これを新料率団  
体法第十条の六第一項の規定による異議の申出  
とみなして、新料率団体法の規定を適用する。  
この場合において、旧料率団体法第十条の七第  
一項の規定によりされた異議の申出に関する一  
部施行日前に同条第二項又は第三項の規定に基  
づき行われた処分又は行為は、新料率団体法第  
十条の六第二項又は第三項の規定に基づき行わ  
れた処分又は行為とみなす。

7 一部施行日前に旧料率団体法第十条の七第五  
項の規定により同項に規定する保険料率につい  
てされた命令（自賠責保険等に係るものに限  
る。）であつて、一部施行日前に当該命令に基  
づく同項に規定する届出がされていないもの  
は、新料率団体法第十条の六第五項の規定によ  
り同項に規定する基準料率についてされた命令  
とみなす。

#### （処分等の効力）

第一百八十八条 この法律（附則第一条各号に掲げ  
る規定にあつては、当該規定）の施行前に改正  
前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含  
む。以下この項において同じ。）の規定によつ  
てした処分、手続その他の一行為であつて、改正  
後のそれぞれの法律の規定に相当の規定がある  
ものは、この附則に別段の定めがあるものを除  
き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によ  
つてしたものとみなす。

#### （罰則の適用に関する経過措置）

第一百八十九条 この法律（附則第一条各号に掲げ  
る規定にあつては、当該規定）の施行前にした  
行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例  
によることとされる場合及びこの附則の規定に  
よりなおその効力を有することとされる場合に  
おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰  
則の適用については、なお従前の例による。  
(その他の経過措置の政令への委任)

#### （検討）

第一百九十条 収則第二条から第百四十六条まで、  
第一百五十三条、第六十九条及び前条に定める  
もののほか、この法律の施行に関し必要な経過  
措置は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、金融再生委員会設置法（平  
成十年法律第百三十号）の施行の日から施行す  
る。

#### （経過措置）

第二条 この法律による改正前の担保附社債信託  
法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀  
行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の  
信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁  
止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同  
組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に  
関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協  
同組合法、協同組合による金融事業に関する法  
律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資  
信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫  
法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融  
資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動  
車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震  
保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の  
合併及び転換に関する法律、外國証券業者に關  
する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産  
業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制  
等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の  
規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する  
法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金  
融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法  
律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、  
国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を  
助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向  
精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債  
権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度  
及び証券取引制度の改革のための関係法律の整  
備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出  
資に係る法律、不動産特定共同事業法、保険  
業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する  
法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会  
との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持  
株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の  
特例等に関する法律、特定目的会社による特定  
資産の流動化に関する法律又は金融システム改  
革のための関係法律の整備等に関する法律（以  
下「新担保附社債信託法等」という。）の相当  
規定に基づいて、金融再生委員会その他の相  
当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指  
定その他の処分又は通知その他の行為とみな  
す。

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法  
等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関  
に対してされている申請、届出その他の行為  
は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づ  
いて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に  
対してされた申請、届出その他の行為とみな  
す。

3 旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理  
大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出  
その他の手続をしなければならない事項で、こ

に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の  
確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引  
法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産  
業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組  
合による金融事業に関する法律、船主相互保険  
組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資  
法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行  
法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保  
証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障  
法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法  
律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に  
関する法律、外國証券業者に関する法律、農村  
地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯  
金法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、  
保険法、登録免許税法、金融機関の合併及び転  
換に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、  
金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法  
律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、  
国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を  
助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向  
精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債  
権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度  
及び証券取引制度の改革のための関係法律の整  
備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出  
資に係る法律、不動産特定共同事業法、保険  
業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する  
法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会  
との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持  
株会社の創設のための銀行等に係る合併手續の  
特例等に関する法律、特定目的会社による特定  
資産の流動化に関する法律又は金融システム改  
革のための関係法律の整備等に関する法律（以  
下「新担保附社債信託法等」という。）の相当  
規定に基づいて、金融再生委員会その他の相  
当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指  
定その他の処分又は通知その他の行為とみな  
す。

の法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の相关部门の機関に対して報告、届出、提出その他手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

### 第三条 この法律の施行の際に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

**第五条** 前三条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

### 附 則 (平成一一年一二月二一日法律第十六〇号) 抄 (施行期日)

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十一、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

二 第三章(第三条を除く。)及び次条の規定

平成十二年七月一日  
附 則 (平成一六年五月一二日法律第四号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 附則第三十条及び第三十三条の規定

の日から九月を超えない範囲内において政令で定める日

### 附 則 (平成一六年六月二日法律第七十六条) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号)、次条第八項並びに附則第三条第八

項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、

第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

### (罰則の適用等に関する経過措置)

**第十二条** 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十四条** 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

### 附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二四号) 抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

### 附 則 (平成一六年一二月一日法律第一四七号) 抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五四号) 抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、会社法の施行の日から施行する。

### 附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

### 附 則 (平成一七年七月二六日法律第八六号) 抄 (施行期日)

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

### 附 則 (平成一九年六月一〇日法律第五五号) 抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

### 附 則 (平成二三年五月二十五日法律第五六号) 抄 (施行期日)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

### 附 則 (平成二三年六月二十四日法律第六九号) 抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

### 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄 (施行期日)

この法律は、新行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

### 附 則 (令和元年一二月一一日法律第七一号) 抄 (施行期日)

この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

### 附 則 (令和元年一二月一一日法律第七二号) 抄 (施行期日)

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。

項の改正規定、第八条の三の改正規定(「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める部分に限る。)、第二十四条、第十五项第一項及び第二十六条第一項の改正規定、第四十三条第四項の改正規定(「第八条第一項」を「第八条」に改める部分に限る。)、第七十条の十五に八条に改める部分に限る。)、第七十条の十三第一項の改正規定(「第八条第一項」を「第八条第一号」に改める部分に限る。)、第七十条の十五に八条に改める部分に限る。)、第七十条の十五に八条に改める部分に限る。)

及び第二十六条第一項の改正規定、第五十九条第二項の改正規定(「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める部分に限る。)、第六十六条第一項及び第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

にされた行政手の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政手の不作為により不服申立てに対する行政手の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立て提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政手の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立て提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴え提起については、なお従前の例による。

**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政手の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できぬこととされる事項であつて、当該不服申立て提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴え提起により異議申立てが提起された場合その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもの取消しの訴え提起については、なお従前の例による。

**2** この法律の規定によりなお従前の例による改定前の法律の規定により異議申立てが提起された場合その他の行為であつて、この法律の規定による改定後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもの取消しの訴え提起については、なお従前の例による。

**3** 不服申立てに対する行政手の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

**(罰則に関する経過措置)**  
**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(その他の経過措置の政令への委任)**

**第十一条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**め。**

**(その他の経過措置の政令への委任)**

**第十一条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**め。**

**(その他の経過措置の政令への委任)**

**第十二条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**め。**

**(その他の経過措置の政令への委任)**

**第十三条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**め。**

**(その他の経過措置の政令への委任)**

**第十四条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**め。**

**(その他の経過措置の政令への委任)**

**第十五条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**め。**

**(その他の経過措置の政令への委任)**

**第十六条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**め。**

**(その他の経過措置の政令への委任)**

**第十七条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**め。**

**(その他の経過措置の政令への委任)**

**第十八条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**め。**

**(その他の経過措置の政令への委任)**





十号の次に「号を加える改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第三十条第一項第三十八号の次に「号を加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償法第七十一条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第一百条第二項の改正規定並びに同法第一百十二条第一項第十二号の次に「号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二条第二項の改正規定、第九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三条の改正規定（「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十九条」に改める部分及び「同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と「を削る部分に限る。」、第九十六条の規定（同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第十九条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（「第八項」の下に「、第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第一百条の規定（同条中小企業団体の組織に関する法律第一百十三条第一項の改正規定を除く。）、第一百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節第一百九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項の改正規定並びに同法第一百六十八条の改正規定（「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第一百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十九条まで並びに第百三十二条」に改める部分に限る。）を除く。）、第五

ら第一百三十七条まで並びに第百三十九条「に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第一百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項」を削る部分に限る。）、第一百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第一百五十六条第二項各号「と、同法第五十条第一項」を削る部分に限る。）、第一百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第一百五十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）  
**附 則（令和三年五月一九日法律第三十七条号）抄**  
 （施行期日）  
 第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）  
 条、第四十五条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定公布の日  
 二及び三 略  
 四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第一百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第三十五条の改正規定（二条例を含む。）を削る部分に限る。）を除く。）、第五

条、第六十八条及び第六十九条の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日（罰則に関する経過措置））  
**第七十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第一百五十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）  
 会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日  
 一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）  
 条、第四十五条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定（罰則に関する経過措置）  
**第七十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。  
 （検討）  
**第七十三条** 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものに戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日（罰則に関する経過措置））  
**第七十一条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第一百五十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）  
 会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日  
 一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）  
 条、第四十五条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定（罰則に関する経過措置）  
**第七十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。  
 （検討）  
**第七十三条** 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものに戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。